

大阪府情報公開条例の運用状況

(令和3年度)

1	行政文書の公開	1
2	情報公開審査会への諮問	3
3	法人文書の公開	3
4	情報の提供	4
5	情報の公表	4
6	会議の公開	5
7	出資法人の情報公開	5

1 行政文書の公開

【請求処理状況】

府の行政機関が保有する文書に関し、1,868件（うち取下げ354件）の公開請求があった。

請求方法は、インターネットによるものが最も多く68%（1,278件）を占めた。

公開請求のうち、取下げを除く1,514件に対し、2,009件の決定を行った（1件の公開請求について複数決定が行われることがあるため、取下げを除く請求件数より決定件数が多くなっている。）。

決定の主な内訳は、部分公開決定（一部非公開）が814件と最も多く、次いで全部公開決定が630件、不存在による非公開決定が456件となっている。

決定処理のうち76%について、知事部局で処理を行い、その内訳は、健康医療部（420件）が最も多く、次いで、都市整備部（185件）となっている。

区 分		令和3年度(件)	令和2年度(件)
行政文書公開請求の件数		1,868	2,031
請求方法別 内訳	窓口へ提出	288	388
	府ホームページからの入力	1,278	1,313
	ファクシミリで送信	205	275
	郵送	97	55
行政文書公開請求の取下げ件数		354	644
行政文書公開請求の件数（取下げ件数を除く。）		1,514	1,387
実施機関の決定の件数（注）1		2,009	1,904
決定内容別 内訳 （注）2	全部公開	630	656
	部分公開	814	731
	全部非公開	69	28
	不存在による非公開	456	464
	存否応答拒否による非公開	34	25
	適用除外による非公開	0	0
	要件不備による非公開	6	0

（注）1 1件の公開請求について複数の決定が行われる例

- ・ 1件の公開請求に対象となる行政文書がある項目とない項目が含まれているため、公開・非公開等の決定と不存在による非公開決定を行う場合
- ・ 文書を管理している室課所ごとに決定を行う場合

2 非公開決定の内容

- 部分公開（一部非公開）：個人のプライバシー情報や法人の正当な利益を害する情報などの非公開情報が記載されていることを理由として文書の一部を非公開とし、他の部分は公開する決定。
- 不存在による非公開：文書の保存期間が経過し、すでに廃棄した場合や作成又は收受していない場合など対象となる行政文書が存在しないことを理由とする非公開決定。
- 存否応答拒否による非公開：行政文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報が明らかになることを理由として、行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否する決定。（条例第12条）
- 適用除外による非公開：刑事訴訟に関する書類及び押収物については、条例を適用しないこととされていることを理由とする非公開決定。（条例第40条の2）
- 要件不備による非公開：行政文書を特定するに足りる事項の記載がない等の公開請求の要件を満たさないことを理由とする非公開決定。（条例第7条第1項、第6項）

部 局 区 分		令和3年度(件)	令和2年度(件)
知 事 部 局	副首都推進局	8	38
	政策企画部	143	132
	万博推進局	3	—
	総務部	70	82
	財務部	27	49
	スマートシティ戦略部	3	40
	府民文化部	137	122
	IR 推進局	13	4
	福祉部	75	86
	健康医療部	420	421
	商工労働部	134	30
	環境農林水産部	164	145
	都市整備部	185	173
	大阪都市計画局	16	—
	大阪港湾局	9	—
	建築部	117	175
	会計局	2	1
	小計	1,526	1,498
行政委員会等	教育庁	302	227
	選挙管理委員会	32	42
	監査委員会	1	0
	人事委員会	6	2
	労働委員会	2	2
	収用委員会	2	0
	海区漁業調整委員会	0	0
	内水面漁場管理委員会	0	0
	公安委員会	0	0
	警察本部	138	133
	小計	483	406
		2,009	1,904

[非公開理由の適用状況]

非公開決定（不存在による非公開及び適用除外による非公開を除く。）の状況としては、個人情報と理由とするものが578件と最も多く、次いで、公開すれば法人等の正当な利益を害する情報（法人等情報）であることを理由とするものが390件となっている。

区 分	非 公 開 理 由	令和3年度(件)	令和2年度(件)	
公開しないこと ができる情報	法人等情報（条例第8条第1項第1号、第2項第1号）	390	346	
	任意提供情報（条例第8条第1項第2号、第2項第1号）	19	13	
	意思形成支障情報（条例第8条第1項第3号、第2項第1号）	39	22	
	事務執行支障情報（条例第8条第1項第4号、第2項第1号）	187	153	
	公共安全支障情報	74	35	
	内 訳	公共安全支障情報（条例第8条第1項第5号）	14	2
	公共安全支障情報（条例第8条第2項第2号）	30	5	
	公共安全支障情報（条例第8条第2項第3号）	30	28	

公開しては ならない情報	個人情報(条例第9条第1号)	578	495
	法令秘情報(条例第9条第2号)	7	0
部分公開+全部非公開+存否応答拒否による非公開の総数		923	784

(注) 1件の決定について複数の理由が該当する場合があるため、非公開の総数より非公開理由別の件数が多くなっている。

2 情報公開審査会への諮問

情報公開審査会においては、情報公開条例の規定による公開決定等に対する不服申立て及び同条例の運用に関する事項についての調査審議、情報公開制度の在り方についての建議に関する事務を行っている。

[不服申立ての処理状況]

公開請求に対する実施機関の決定について、令和3年度に諮問のあった審査請求は60件であった。令和3年度においては、過年度の諮問事案も含め、18件の処理(答申15件)が行われた。

区 分		取下げ 件 数	処 理 件 数					答申待ち の件数
			計	認容	一部 認容	棄却	却下	
令和元年度の諮問事案	10件	0件	1件	0件	0件	1件	0件	9件
令和2年度の諮問事案	58件	5件	16件	1件	1件	14件	0件	37件
令和3年度の諮問事案	60件	0件	1件	0件	0件	1件	0件	59件
係属事案計	128件	5件	18件	1件	1件	16件	0件	105件

3 法人文書の公開

法人文書の公開の請求件数は29件あり、各実施法人は37件の決定を行った。その内訳は、全部公開決定が16件、部分公開決定が13件、全部非公開が3件、不存在による非公開決定が5件であった。

なお、非公開理由は、個人情報を理由とするものが10件、法人等情報を理由とするものが7件、事務執行支障情報を理由とするものが6件、意思形成支障情報を理由とするものが1件、公共安全支障情報を理由とするものが1件あった(1件の公開請求について複数決定が行われることがあるため、請求件数より決定件数が多くなっている。)

(法人別文書請求件数)

区 分	令和3年度(件)	令和2年度(件)
公立大学法人大阪(大阪府立大学)	11	7
大阪府立病院機構	2	6
大阪健康安全基盤研究所	0	0
大阪産業技術研究所	2	1
大阪府立環境農林水産総合研究所	1	1
大阪府住宅供給公社	9	7
大阪府土地開発公社	2	4
大阪府道路公社	2	0
合 計	29	26

(法人文書公開請求及び実施法人の決定の状況)

区 分		令和3年度(件)	令和2年度(件)
法人文書公開請求の件数		29	26
法人文書公開請求の取下げ件数		0	0
実施法人の決定の件数		37	32
決定内容別内訳	全部公開	16	12
	部分公開	13	15
	全部非公開	3	1
	存否応答拒否による非公開	0	0
	不存在による非公開	5	4
	適用除外による非公開	0	0
	要件不備による非公開	0	0

(注) 1件の公開請求について、項目別に分割して決定が行われる場合があるため、決定の件数が取下げを除いた請求件数を上回ることがある。

4 情報の提供

府が保有する公開可能な情報については、府民等の申出に応じて、担当課及び府政情報センターで情報提供を行うこととしている。このうち、府政刊行物の販売部数は447部あり、「令和3年大阪府基準地価格要覧」(171部)、「大阪府職員録(令和3年6月1日)」(87部)、「令和4年度大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項」(69部)の販売冊数が上位を占めた。

5 情報の公表

(1) 府政情報センターにおける資料の公表等

府政に関する基礎的な情報や政策形成過程の情報について、ホームページに掲載するなどして積極的に公表を行っている。

なお、府政情報センターでは501件の資料等を公表した。

府政情報センターで公表した資料等の件数		令和3年度(件)	令和2年度(件)
		501	433
内訳	府政に関する基礎情報	137	115
	政策形成過程情報	160	149
	その他	204	101

(注) 1 公表した資料等の内訳について

- 府政に関する基礎情報
 - ・府の施策、計画、指針等の概要
 - ・府の事務事業の概要(各室・課(所)等毎)
 - ・府の事務事業の評価の結果又はその概要
 - ・府の基本的な事務に関する要領、要綱、手引書等
 - ・府の出資法人の組織、事業及び決算等の概要(条例第2条第4項に規定する実施法人及び条例第34条第2項の規定に基づき実施機関が定める出資法人に係るもの)
 - ・府の施設の管理に関する指定管理者との基本協定等
- 政策形成過程情報
 - ・府の基本的な施策、計画、指針等の策定及び重要な改廃等に係る案又は主要な検討資料
 - ・府の重要な政策決定等に関する部長会議等の協議又は報告の概要及び提出資料
 - ・府政に関する意見募集の結果又はその概要 他

2 1件の資料について、複数の内訳に該当する場合があるため、内訳の件数が資料等の件数を上回ることがある。

(2) 特別顧問及び特別参与の職務の公表等

「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき報酬を支給した、特別顧問及び特別参与については、「特別顧問及び特別参与の職務の公表等に関する運用指針」により、従事した職務の遂行に係る情報について、事前・事後公表を行っている。

また、特別顧問等が職務に従事している場における当該実施状況のうち、ア 副首都推進本部会議等での助言、イ 成果物の知事等への報告、ウ 特別顧問等相互間での意見交換については、会議の傍聴や動画配信等によるライブ公開を行っている。

区 分	令和3年度(件)	令和2年度(件)
事前公表	52	96
事後公表	52	92
ライブ公開	4	4

(注) 事前公表にはライブ公開分は含まない

6 会議の公開

公開制度の対象となる審議会等（法令又は条例で設置）は、令和3年度において244あった。このうち160の審議会等が公開会議（議題等により非公開とする旨の留保付きのもの等を含む。）であった。

7 出資法人の情報公開

府では、出資法人の情報の公開に関する指導指針に基づき、府の出資法人のうち、府の事務と特に密接な関係を有する法人を対象に、自主的に情報公開申出制度を実施するよう指導している。

令和3年度は対象法人すべて（17法人）で自主的に情報公開申出制度が実施され、情報公開の申出の件数は、8法人において計22件であった。

区 分		令和3年度(件)	令和2年度(件)
情報公開申出制度実施法人数		17法人	17法人
公開申出のあった法人		8法人	3法人
公開申出の件数		22件	6件
決定の件数		22件	6件
決定内容 別内訳	全部公開	5件	2件
	部分公開	13件	4件
	全部非公開	2件	0件
	存否応答拒否による非公開	0件	0件
	不存在による非公開	2件	0件

(注) 1件の公開申出について、項目別に分割して決定が行われる場合があるため、決定の件数が公開申出の件数を上回ることがある。